

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、プレス工として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、プレス機を使用して作業していたところ、左手をプレス機に挟み、第2指から第5指までを切断した。

請求人は、同日、C病院に受診し、入院・通院加療を続け、その後、D大学、E医院に転医し治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第7級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第7級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、本件障害補償給付支給請求書裏面のF医師作成の診断書から、①左手指の欠損障害、機能障害及び神経症状、②左手関節の機能障害及び醜状障害、③足関節の機能障害、両足指の欠損障害、機能障害及び神経症状、両下肢の醜状障害及び神経症状、④採骨部である体幹骨の変形障害及び神経症状と認められるところ、改めて、上記診断書及びG医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書、H医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書及びI医師作成の平成〇年〇月〇日付け関節運動測定表を含む一切の記録を精査するも、引用する認定基準に基づく審査官の判断は妥当であり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害の程度は障害等級併合第7級に該当するものと判断する。

(2) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、左右第1足趾の少なくともいずれかからも骨を採取し欠損している旨主張するが、当審査会において、平成〇年〇月〇日撮影の画像診断記録を精査するも、左右いずれの第1足趾からも骨欠損を認めないから、同主張は採用できない。

(3) また、請求人らは、請求人の左手第3指は切断されており、「指を失ったもの」に該当する旨及び右第1足趾が拘縮されている旨を主張するが、一件記録を精査するも、左手第3指は、基節骨相当部位に偽関節を認めるものの足趾の骨などが移植されており、また、両第1足趾については、請求人の障害程度を診察したI医師によれば、関節の可動域制限は認めておらず、いずれの主張も採用することはできない。

(4) さらに、請求人らは、請求人の左手指に残存する疼痛について、通常派生する関係を超えて、その苦痛の存在自体が稼働を制約するものである旨主張するところ、請求人の神経症状に係る判断については、決定書理由に説示のとおり、引用する認定基準の考え方に沿うものであり妥当であるから、同主張は認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第7級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。